

としてあります。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要に
つづいて御説明申し上げました。

○毎山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

— 1 —

○笹山委員長 これより質疑に入ります。

○松岡(満)委員 新進党の松岡満壽男でござります。松岡満壽男君。

す。

質疑に先立ちまして、本労働委員会の持ち方につきまして私の意見を申し上げたいと思うので

本来、理事会あるいは定例日は、理事会であし

たと聞いておつたのですが、自民党さんの方から
の申し入れで本日に繰り上がった。私も桜屋議員

も地元で日程があつたのですが、何とか御協力しなければいかないということで出てまいつたので

すが、自民党さんの方が全然出ておられない。

したらどうだというような発言があった。まことに私は、このやり方について、大変厳しい言い方

をすれば、けしからぬ話だと実は思うのです。だから、急遽なぜこういうことになつたのか、き

ちつと御説明をまずいただきたい、このように思
います。

○大野(功)委員 ただいま松岡先生からこういう経過になつた経緯を説明してほしい、こういうこ

相談している話でござりますので、理事会の方で

取り上げるべき問題かとは存じますけれども、簡単に御説明を申し上げたいと思います。

予算関連法案すべて同じ日に衆議院を通過させたい、こういう意向がございまして、どうしても

きょう通過させたいということで、定例日外でござりますけれどもお願ひを申し上げ、いろいろ理事会あるいは理事会でもその点議論したわけござりますけれども、幸い御協力をちょうだいでござります。そこで今日開かせていただくことになります。その点、委員の先生方のスケジュールに大変いろいろと支障を來した点、深くおわびを申し上げる次第でございます。

ただ、今回提案しております、御審議をいただきます法案は、現下の雇用情勢に照らしまして大変重要な法案でございますので、その点は松岡先生初め委員の諸先生に十分御理解をちょうだいで、御協力をぜひともお願ひいたく、伏してお願ひます。

ありがとうございます。

○松岡(満)委員 経過その他は十分にわかつてゐるのですが、たまたま開会前の集まりが非常に悪い、しかも、それに対してもういう不規則発言があつたということは、やはりまことに残念なことがあります。その方向について我々は十分理解をしておりまして、この法案につきましては、基本的に緊急を要するし、質疑を今からいたすわけあります。ですが、その方向について我々は十分理解をしておるつもりでございますが、この委員会の持ち方について非常に疑問があつたということでございまます。

現下の労働・雇用が直面しておる問題は非常に厳しい状況にあるわけでありますが、私も新進党の明日の内閣で労働・雇用の担当を引き続いていたしております。

そういう立場から、青木薪次先生の労働大臣の御就任を中心からまずお祝いを申し上げたいと思いまますし、同時に、かつてない三・二%という失業率、そういう中で産業の空洞化が進んでおりますし、雇用の受け皿というものがかなり厳しい状況に産業全体が置かれておる。この一二三年の間に五十兆円近い景気対策を打ちながら、あるいはまたの公定歩合も四・五から〇・五まで数次にわたつて落としてきて、従来型のそういう景気刺激激

「 そういうものが産業全体に大きな影響を持ち得な
い。 」
「 こういうものを背景として大変厳しい産業界の
状況、雇用問題というものを抱えておるわけでありますから、大臣のこれから手腕、政府当局の
対応というものの私どもも期待し、またそういう角度からいろいろな提言もさしていただきたいと
いうふうに考えておるわけであります、青木労働大臣の労働・雇用対策に当たられる決意をますます
冒頭にお伺いをいたしたいというふうに思ひます。
○青木国務大臣 松岡先生の御質問にお答え申し
上げます。
私は、労働大臣に就任いたしまして以来、この
雇用対策は最大の課題であるということを位置づけ
て頑張つてまいりました。二カ月有余の期間で
はありますけれども、現在、お話をございました
ように、日本の雇用情勢というのは、この数年五
十兆になんなんとするような公共事業等を投入
いたしまして、金利もお話をありましたように、
〇・五%に下げましたけれども、依然として三・
二%と、そしてまた有効求人倍率も〇・六一倍と
いうような情勢でありますので、この問題につい
ては労使双方の全面的な御協力をいただいて、こ
の問題を最大の課題としてひとつ法案の提案も申
し上げて取り組んでまいりたい、このように決意
をいたしております次第でございます。
○松岡(満)委員 大臣の御決意のほどはよく理解
できますが、このところマスコミで雇用失業問題と
が取り上げられない日がないぐらいの状況になつて
おるわけでありまして、国民のそういう生活に
対する不安を解消する意味からも、大臣を中心
に、雇用対策の推進に全力でやはり取り組んでい
く責任があるというふうに考えております。
本日の議題になつております中小企業労働力確
保法の改正について具体的な質問をする前に、そ
の前提として、現在の雇用情勢についての政府の
認識及びこれに対応した政府の雇用政策について
若干の質問をいたしておきたいと、いうふうに思ひます。

まず、現在の雇用情勢についての政府の認識自体が果たして適切かどうかについて議論を進めるにこだわりたいと思いますが、文藝春秋の六月号に掲載されました「失業大国・日本の誕生」という論文がございます。そこには、ふだん政府が発表している失業率とは異なるアメリカで採用されている算定方式が、具体的には潜在失業者を含めた失業率である潜在失業率で見ると、日本が八・九%に対してもうアメリカは八・八%、日本がアメリカを上回っているという衝撃的なデータが掲載されております。

そこで、まず失業率統計を担当している総務省統計局に伺いますけれども、アメリカ労働省で既に導入されているいわゆるU指標ですね、これに基づく失業率はどのようなものなのか、またU1に基づいて算定された我が国の失業率についてどのように評価しているのか、伺いたいというふうに思います。

○岡本説明員 お答えをいたします。

アメリカ労働省の労働統計局において、公式の失業率のほかに、参考指標として失業の範囲によりU1からU7までの七つの失業に関する指標を作成しております。例えばU1では、十三週間以上継続して失業している者のみを失業者と定義して算定した失業率というのを出しております。U5がI-Lの定義に基づいた公式の失業率に相当していまして、さらに、これに非自発的な理由で短時間就業をしている者を考慮したのがU6、さらに、いわゆる求職意欲喪失者というのを失業者に加えて算定したのがU7となっております。

昨年一月現在の試算結果で、日本のU7が八・九%、それからアメリカのU7が八・八%ということで日本の方が高くなつたわけですが、このU7の試算のもととなつております求職意欲喪失者の定義には、就業を希望しているが適当な仕事がないと思うという主観的な要素が含まれております。そして、実態を的確に反映しているか疑問がござい

実際、アメリカにおきましても、最近求職意欲で喪失者の定義を変更しておりまして、新しい定義で試算してみますと、これはことし二月でござりますが、日本の二七が五・一%、それからアメリカの二七が七・六%となつて、日本の方が下回るという結果になります。ただ、この新しい定義につきましても、国際比較として用いる指標として認められているというのではございません。失業の水準の国際比較は、国際的に認められましたILOの定義に基づいて計算されている通常の公式の失業率を中心に行なうべきと考えております。

○松岡(満)委員 最近の統計では日本がアメリカより低くなつてゐるといふとの御説明がありましたが、一時的には上回るというデータもあつたわけでありまして、雇用の優等生を我が國は自認しておつたわけであります。いつの間にか、そういう二七の数字を見ます限りでは、潜在的な失業率はかなり先進国並みに近づいておるという実態がやはり浮き彫りにされておるのぢやないかというふうに思うのです。

三・二という失業率も、六月、七月、八月、三カ月間この三・二、しかも六月、七月は三・一六、一七、それを切り上げて三・二と、八月は三・一三が三・二ということでありますから、じりじりと厳しい状況になつてきておるし、統計を取り出して最高の数字が三カ月も続いておる。

しかも、大学を出て就職できなかつた子供たちが昨年は十五万人、ことしは十六万人、そういう厳しい状況になつておりますし、さらに、民間企業はリストラが統いておりますから、四十歳、五十歳の方々のストレスもこれは大変なものがあるうというふうに思つてあります。そういう中高年ホワイトカラーを中心にした雇用調整が非常に厳しい状況で統いておるわけでありますが、そういう状況から見ると、かなり日本の雇用は危機的な状況にあるのではないかというふうに考えらるわけであります。

く。それは、産業が成熟していろいろな状況の中で新しい産業の創造というものをやらないでいますと、やはり空洞化が進んでいく、雇用の受け皿がなくなっていくという循環に入していくのだろうというふうに思うのですね。

それで、我が党いたしましては、七月に新産業創造・三百万人雇用創出三ヵ年計画を提唱いたしましたわけであります。新進党いたしましては、やはり政黨というものは綱領と政策、これが生命でありますし、そういう意味を含めまして、今回も実は政審と明日の内閣を一元化しようということで、明日の内閣の方で政策を一元的にやつて、こうという方向になつておるわけでありますけれども、こういう新産業のインフラを早目に我々はやつていかなきゃいけないということで、五月の第一次補正予算に対しましても十三兆二千億という組み替え動議を出しましたし、今国会の政府の五兆三千億に対しまして十三兆八千九百億円の組み替え動議を出しました。

それはいずれも、やはり新産業創出のためのインフラに今投資をすべきだという観点に実は私どもは立つておるわけです。それをを通じて雇用創出をしていかないと、日本というものは大変な状況になりはしないかという考え方に基づいてそういう提案をさせていただいておるわけであります。

さらに、法人税の問題でありますとか金融環境をきちっと整備していかなきゃいけない、あるいは土地流動化の対策、規制緩和の推進、企業が元気が出る政策というものをきちっとやつていかなきゃいけないということに、私ども新進党いたしましては全力を挙げて取り組んでおるところであります。

また、最近は、連合と日経連の共同研究であります新産業・雇用創出共同研究会の報告がなされまして、住宅・情報・通信・環境・福祉・医療の四つの分野について、その政策課題、雇用創出効果の取りまとめが行われております。

そういう形でいろいろな分析、そして提案といふものが出ておるわけであります。やはりそれがどう出でてきておるわけですが、やはり

官使が一体となつた研究ということも大事でありますし、同時に、雇用創出対策を推進するに当たりましては、先ほど来申し上げておりますように、いろいろな分野のものを集積していくなければなかなかうまくいかないだらうと思うのですね。

先ほど申し上げたような従来型の公共事業とか公共投資とか、あるいは金融政策の限界というものがやはり来ている。日本の経済、産業自体が大きく変質してきている。そういう前提に立てば、労働省が今後雇用対策を進めていくについてそういう問題をどのように考え、対応しようとしておられるのか、伺つておきたいというふうに思います。

○青木国務大臣 お答えいたしたいと思います。

今、松岡先生から当面の厳しい情勢についてのお話がございました。ごもっともであります。

私は、今の雇用失業情勢を論ずるに当たりまして、まず従来はどういう立場をとつてきたか。何としてもひとつ循環的な雇用対策ということを進めていく必要がある、何としても企業でもつてひとつ失業者を出さないよう頑張つてもらいたい。その場合に、労働省は雇用調整のための助成金を出していこう、これは一年間三分の一を出しよましようといふようなことまでやつて、そのうち景気が回復いたしまして雇用の拡大ということに通ずることが必ずあるからといふことが、今まで功を奏してきたと言えると思うのであります。

今の先生の御指摘もありましたように、今、日本の産業全体が非常に高コスト化しているということによって、いわゆる為替の変動には関係なく、日本の産業が国際化、主にアジアに向かつて流出をしている。企業もろとも流出してしまいますから、労働集約型産業が移転してしまいますと、残つた労働者は、これはもう失業状態に追いやられるというようなことになつてこようかと思ふのであります。

このことは、そのままこれを座して見ているわ

けにはいかない。外国へ日本の企業が進出するところについては、これはなかなか抑えようにも抑えようがないというようなことさえ実は言われているわけでございます。

そこで、七月から実施いたしておりますところの改正業種雇用安定法に基づきまして、失業なき労働移動ということを考えて他の企業に移つてもう。その場合には労使のいわゆる協定、労働組合の協力も得て、あるいはまた労働組合のないところは過半数の代表者の協力を得て、そして雇用管理の状態等について検討しながら移つていただいく。

あるいはまた、移る前に現在のところで新分野を開拓するために教育訓練を行なうという場合におきましては、労働省は今日、能力開発大学というような四年制の、これはすばらしい大学であります。それけれども、これを神奈川県に持つておるわけです。そのほか、各県を通して、短大や高校やその他の関係を通じまして、三百五十という影響力を有つところのいわゆる職業訓練という関係における教育機関を通じて、全面的に新分野開拓のために、新しい技術を習得するためにひとつ頑張つていらっしゃらないかということにいたしていふわけであります。

そのときには、現在は半年間それをひとつ面倒を見ていこうじゃないかというようなことでありましたけれども、これを一年に延ばさうじゃないか。また、移転して次の企業に移動した場合における教育訓練の場合等におきましても、これまた三分の二の賃金の助成をいたしまして、ここでひとつ面倒を見ていいこう。あるいはまた教育訓練の場合に面倒を見ていいこうじゃないかというようなことを通じまして、賃金の一一部あるいはまた教育訓練のための助成ということもやつていいこうじゃないかというようなことを考えておるわけでござります。

したがつて、構造的な対応というものが今日日本的企业として絶対必要になつてきただしたこと勞働省としては危機感を持ちまして、今回通産

省と提携いたしまして、新しい中小企業の労働力

二〇四

○松岡(満)委員 先ほどもちょっと新規学卒者の確保のための法案を改正案として提案をいたしておるわけでございまして、その点ひとつせひ先生方の御支援をお願い申し上げたい、こう考えていろいろところでござります。

問題にも触れさせていただきましたが、昭和の初

また、学生の応募機会の拡大を図るために、九月四日に東京ドームで行いましたけれども、全国各地で何處も就職面接会を積極的に開催し、それを具体的に就職に結びつけていく、こういうような努力もあわせてやらなければならないというふうに考えております。

かなり雇いたいという部分もあるのですけれども、賃金とか条件が合わない、依然としてそういう実態がこの失業率が高い中においても厳然としてあるわけですね。その格差についての認識をばういうふうに持つておられるのか、また、その格差は正のためにどのような対策を講じてきておられるのか、伺いたいと思います。

○新政府委員 中小企業でございますけれども、事業所数でも九九%を占める、また従業員数で全従業員数の七八%に雇用の場を提供しておる、

いこう。
○松岡字を学
れては、これ
まし、勤労の
なりき
わけで

（満）委員 給与について六四・八という数字を挙げられましたけれども、実態はもう少し離れているのではないかという印象はあるのです。これは統計上の数字ですから、それはそうといたとしても、かなり格差がある。そういう中で、労働者の確保というものは、中小企業にとってはかなり厳しい状況がずっとそのまま続いているのです。

すが、かなり厳しい状況に置かれておる。だから、学卒者にとっては超氷河期とかどうやら、言われておるようでありまして、特に、せつかく男女雇用機会均等法が施行されて以来女子の就労意欲が増しておるわけですけれども、女子学生に厳しい状況が続いている。

○松岡(滿)委員

員 中小企業労働力確保法の改正の一

こういうことで非常に重要な役割を持つておるわけでござりますけれども、先生御指摘のように、大企業と比較をしてみますと、指標として何がいいかでございますが、例えば私ども、平成五年までの工業統計表で付加価値生産性、これは付加価値を従業者数で割つたものでございますが、大企業

す。
三、六、八後の重用引出寸度の進退二つは、

こういう問題は本来かなり社会的なストレスで發展していく可能性が過去の例を見るとあるのでも、幸いなことに、今一千兆円とも言ふわれる貯蓄、あるいはかなりいろいろな面で、実質所得については問題があるにしても、名目賃金は世界一といふものに支えられておるという部分があるだろうというふうに思うのですね。しかし、十五万、十六万という未就職者が二年、三年で

その意味で、今回の中小企業労働力確保法の改

を従業者数で割つたものでござりますが、大企業を一〇〇といたしますと五四・九、約五五といたところ、それから一人当たりの給与でございますが、これも、現金給与総額を従業者数で割つた数字でござりますけれども、六四・八ということございまして、いわゆる格差というものが甚だしいとある。これによりまして、また中小企業が資金調達あるいは技術開発、人材開発といったようう面で大企業に比べて制約を有しておるという認識

また、今後の雇用創出対策の推進については、労働省、通産省の共管法であります今回の改正法案についての取り組みをひとつ参考にして、先ほど来私が触れておりますように、ある面では雇用、失業といふのは経済運営あるいは産業政策のツケといいましょうか、結果がそういう失業とか雇用問題に出てくるわけですから、これを過たなないことが非常に大事な時期に来ておると思うので

統いていけば、これはかなり大変な社会的なアシストレスになるだろうと私は思うのですね。この実態を労働省はどうのように認識され、どう対応しておられるのか、伺いたいと思います。

ことによって、中小企業の活力を生かした雇用機会の創出、ミスマッチの解消を図るものとして、新進党としても一定の評価をしているところであります。

をいたしておるわけでござります。
ただ、中小企業はいい点もございまして、小回りがきく、あるいは機動性に富むというような点で、特に今日のよう構造変革期といいましてか、非常に変化が激しい時期に新しい分野など積極果敢に乗り出していくという行動力、こういったようなものも有しておるわけでございまして。

ですから、いろいろな角度からの政策その他に、ついては、やはり通産、労働がチームでよく連携をとつて、密接なこういう連携作業が必要だと私は思うのですけれども、そういう点につきましてのお考えをお伺いして、冒頭に余計な話が入つたものですから、私の質問時間が来ておるようでございますので、質問を終わりたいと思います。

このために、私ども、公共職業安定所におきまして、あるいは大学を通じて求人一覧表を提供し、かつ公共職業安定所におきましてきめ細かな職業相談、職業紹介、これを実施しているところでありまして、これにつきましてはこれから年度末、三月までの間、いろいろな形で最大限の努力をしていかなければならぬと考えておるところ

するためには、何点かについて御質問をいたしたいと思いますが、まず、今回の改正の前提となつてゐるのは、我が国に根強く残つてゐる中小企業、大企業の二重構造でありますね。

そこで通産省に伺いますが、大企業と中小企業の格差についての認識、例えば今回の場合も随分ミスマッチといいましましようが、中小企業経営者は

したがいまして、私ども、一つは中小企業の経営指導、もう一つは中小企業の経営基盤の強化対策でござりますけれども、他方、こういった面で中小企業の経営基盤の強化対策でござりますけれども、他方、新規事業分野の開拓でありますとか技術力の向上など、構造改革支援といつた点に対する対策もござりまして、中小企業の環境変化への適応力を向上させ

○征矢政府委員　今回の法案がどの程度中小企業におきます雇用創出に役立つか、労働力確保に役立つか、こういう点でございますが、今回のこの法案自体、従来の労働行政と違いまして、新しい考え方を取り入れておいでございます。

かということが非常に重要な課題でございまして、その点について雇用面からどういう手当てができるかということについて検討いたしまして、そういうことだと、ベンチャー企業を含めまして、特に中小企業の新分野の展開が非常に重要である、それについて雇用面から何らかの手当てをすることが非常に重要である、こういうことでございまして、それが承知しております通産局の一部調査等によりましても、中小企業の方々、今一番何が重要な要かというと、非常に厳しい状況の中で何とか新しい分野に展開をしていきたい、こういう希望が非常に強い。それから、あわせましてその際に何が必要かというと、いわゆる高度人材、専門的な高度のノウハウ、そちらの方面を持つた方を確保する、あるいは経営管理についてのノウハウを持つた方をどう確保するか、こういうことが非常に重要な要である、こんなようなこともございまして、それで、今回中小企業労働力確保法の改正法案を提案いたしているところでございます。

これでどれくらい雇用創出が図れるかというの

はなかなか難しい問題ではございますが、最大限に積極的に活用していただき、高度人材とあわせて一般の労働者の雇用につなげていきたいといふふうに考えております。

したがいまして、この法律は通産省と共管の法

律でございまして、そういう意味では、中小企業

とずっと協議をして、打ち合わせをした上で法案を提出いたしましたが、それから、それから、私ども通産省と事務次官レベルで定期的に会議を行ったところでございますが、そういう場等を行ったところでございまして、今国会の前にもその会議を行つたところでございまして、事業官庁等と十分連携をとりながら、今後雇用対策を全力を挙げて進めてまいりました。そういうふうに考えております。

○新政府委員 私ども通産省といたしましても、労働省を初めとする関係省庁との連携強化ということについては、そのように努めてまいりたいと

かと云ふのが非常に重要な課題でございまして、それについて雇用面からどういう手当てができるかということについて検討いたしまして、そういうことだと、ベンチャー企業を含めまして、特に中小企業の新分野の展開が非常に重要である、それについて雇用面から何らかの手当てをすることが非常に重要である、こういうことでございまして、それが承知しております通産局の一部調査等によりましても、中小企業の方々、今一番何が重要な要かというと、非常に新しい分野に展開をしていきたい、こういう希望が非常に強い。それから、あわせましてその際に何が必要かというと、いわゆる高度人材、専門的な高度のノウハウ、そちらの方面を持つた方を確保する、あるいは経営管理についてのノウハウを持つた方をどう確保するか、こういうことが非常に重要な要である、こんなようなこともございまして、それで、今回中小企業労働力確保法の改正法案を提案いたしているところでございます。

○笹山委員長 次に、舛屋敬悟君。

○舛屋委員 大分時間が変更いたしましたので、スピーディーに進めたいと思います。新進党的舛屋敬悟でございます。

この中小労働法に入ります前に、二点ほど労働

関係で確認をさせていただきたいと思います。

最初が人材派遣法の関係でございますが、労働

省職業安定局長の懇談会でございます介護労働研

究会では、本年七月に報告書がまとめられており

ます。いわゆる介護マンパワーの確保対策につい

ての御提言でございまして、その内容につきまし

ては、今後の介護マンパワーの確保のために、既

存のいわゆる請負という形態とそれから民営の家

政婦紹介事業、こうしたものに加えまして、それ

ぞれの制度の制約を補う形で労働者派遣制度を介

護分野に導入すべきである、こうした方向を打ち

出されたというふうに伺っております。

報告書の概要是恐らくそういう内容だらうとい

うふうに理解をしておりますが、今後の制度改正

に向かっての動きを最初に確認をさせていただきたいと思います。

○征矢政府委員 介護労働研究会の報告書につきましても、その内容だらうといふふうに理解をしておりますが、今後の制度改正に向かっての動きを最初に確認をさせていただきたいと思います。

○樹屋委員 年内に審議会の取りまとめをされ

て、これはいわゆる法律の改正があるのかどう

か。恐らく介護休業、育児休業が絡んでくると思

いますから、法案がもし提出されるとすれば次期

通常国会というふうに考えてよろしいですか。

○征矢政府委員 労働者派遣事業全体のあり方に

つきましては、ただいま御指摘もございました

が、議論としましては、現状の問題点として、派

遣労働者の保護に欠ける面があるのではないかと

いう指摘、あるいはその対象業務を拡大すべきで

はないかというような指摘、それから、ただいま

御指摘ございましたように、介護休業、育児休業

等が法制化された中で、これについての特例とし

ての派遣業務を認めるべきではないか、そんな

いろいろな議論がございまして、それを集約した上

で報告をいただくということになるわけでござい

ます。

そうしますと、対象業務の拡大、例えば介護業

務についての対象業務の拡大、これは法律事項で

はございませんけれども、その他の問題について

は法律事項ということになりますので、次期通常

国会に向けて、ただいまその法的措置も含めて

検討してまいりたいというふうに考えております。

○樹屋委員 わかりました。

今いじじくもお話をあつたのであります、私

がこの問題を法案とは別の話題としてきょうこ

へ提出を申し上げるのは、非常に重要なと考える

からであります。

私が理解をしておりますのは、この問題は、い

わゆる厚生省における公的介護保険の検討、これ

は介護労働という形では、恐らく請負という世界

が厚生省の世界だらうというふうに思つております。

それから労働省の世界では、先ほど話が出ま

した家政婦紹介業、有料職業紹介事業という形態

でございまして、まさにこの二つがずっと長い間

ぶつかってきたわけであります。

今回、それぞれの制度の弱い部分を補完し合

思っております。現に私どもの大臣と労働大臣は

大変緊密な連携をとつておられますし、また事務

ベースにおきましても、ただいま労働省からお答

えになりましたように、事務次官ベースでの定期

的な産業労働問題連絡協議会を行うなど連携を

図つてきておるところでございまして、今後とも

そうした連携の強化に努めてまいりたいと思いま

す。

○松岡(満)委員 ありがとうございました。

終わります。

○樹屋委員 大分時間が変更いたしましたので、

スピーディーに進めたいと思います。新進党的舛

屋敬悟でございます。

この中小労働法に入ります前に、二点ほど労働

関係で確認をさせていただきたいと思います。

最初が人材派遣法の関係でございますが、労働

省職業安定局長の懇談会でございます介護労働研

究会では、本年七月に報告書がまとめられており

ます。いわゆる介護マンパワーの確保対策につい

ての御提言でございまして、その内容につきまし

ては、今後の介護マンパワーの確保のために、既

存のいわゆる請負という形態とそれから民営の家

政婦紹介事業、こうしたものに加えまして、それ

ぞれの制度の制約を補う形で労働者派遣制度を介

護分野に導入すべきである、こうした方向を打ち

出されたというふうに伺っております。

報告書の概要是恐らくそういう内容だらうとい

うふうに理解をしておりますが、今後の制度改正

に向かっての動きを最初に確認をさせていただき

たいと思います。

○征矢政府委員 介護労働研究会の報告書につきましても、その内容だらうといふふうに理解をしておりますが、今後の制度改正に向かっての動きを最初に確認をさせていただきたいと思います。

○樹屋委員 年内に審議会の取りまとめをされ

て、これはいわゆる法律の改正があるのかどう

か。恐らく介護休業、育児休業が絡んでくると思

いますから、法案がもし提出されるとすれば次期

通常国会というふうに考えてよろしいですか。

○征矢政府委員 労働者派遣事業全体のあり方に

つきましては、ただいま御指摘もございました

が、議論としましては、現状の問題点として、派

遣労働者の保護に欠ける面があるのではないかと

いう指摘、あるいはその対象業務を拡大すべきで

はないかというような指摘、それから、ただいま

御指摘ございましたように、介護休業、育児休業

等が法制化された中で、これについての特例とし

ての派遣業務を認めるべきではないか、そんな

いろいろな議論がございまして、それを集約した上

で報告をいただくということになるわけでござい

ます。

そうしますと、対象業務の拡大、例えば介護業

務についての対象業務の拡大、これは法律事項で

はございませんけれども、その他の問題について

は法律事項になりますので、次期通常

国会に向けて、ただいまその法的措置も含めて

検討してまいりたいといふふうに考えております。

○樹屋委員 わかりました。

今いじじくもお話をあつたのであります、私

がこの問題を法案とは別の話題としてきょうこ

へ提出を申し上げるのは、非常に重要なと考える

からであります。

私が理解をしておりますのは、この問題は、い

わゆる厚生省における公的介護保険の検討、これ

は介護労働という形では、恐らく請負という世界

が厚生省の世界だらうというふうに思つております。

それから労働省の世界では、先ほど話が出ま

した家政婦紹介業、有料職業紹介事業という形態

でございまして、まさにこの二つがずっと長い間

ぶつかってきたわけであります。

今回、それぞれの制度の弱い部分を補完し合

思つております。現に私どもの大臣と労働大臣は

大変緊密な連携をとつておられますし、また事務

ベースにおきましても、ただいま労働省からお答

えになりましたように、事務次官ベースでの定期

的な産業労働問題連絡協議会を行つてまいりたい

といふふうに考えております。

○新政府委員 私ども通産省といたしましても、

労働省を初めとする関係省庁との連携強化という

ことについては、そのように努めてまいりたいと

思つております。現に私どもの大臣と労働大臣は

大変緊密な連携をとつておられますし、また事務

ベースにおきましても、ただいま労働省からお答

えになりましたように、事務次官ベースでの定期

的な産業労働問題連絡協議会を行つてまいりたい

といふふうに考えております。

○新政府委員 私ども通産省といたしましても、

労働省を初めとする関係省庁との連携強化とい

うことについては、そのように努めてまいりたいと

思つております。現に私どもの大臣と労働大臣は

大変緊密な連携をとつておられますし、また事務

ベースにおきましても、ただいま労働省からお答

えになりましたように、事務次官ベースでの定期

的な産業労働問題連絡協議会を行つてまいりたい

といふふうに考えております。

○新政府委員 私ども通産省といたしましても、

労働省を初めとする関係省庁との連携強化とい

うことについては、そのように努めてまいりたいと

思つております。現に私どもの大臣と労働大臣は

大変緊密な連携をとつておられますし、また事務

ベースにおきましても、ただいま労働省からお答

えになりましたように、事務次官ベースでの定期

的な産業労働問題連絡協議会を行つてまいりたい

といふふうに考えております。

○新政府委員 私ども通産省といたしましても、

労働省を初めとする関係省庁との連携強化とい

うことについては、そのように努めてまいりたいと

思つております。現に私どもの大臣と労働大臣は

大変緊密な連携をとつておられますし、また事務

ベースにおきましても、ただいま労働省からお答

えになりましたように、事務次官ベースでの定期

的な産業労働問題連絡協議会を行つてまいりたい

といふふうに考えております。

○新政府委員 私ども通産省といたしましても、

労働省を初めとする関係省庁との連携強化とい

うことについては、そのように努めてまいりたいと

思つております。現に私どもの大臣と労働大臣は

大変緊密な連携をとつておられますし、また事務

ベースにおきましても、ただいま労働省からお答

えになりましたように、事務次官ベースでの定期

的な産業労働問題連絡協議会を行つてまいりたい

といふふうに考えております。

○新政府委員 私ども通産省といたしましても、

労働省を初めとする関係省庁との連携強化とい

うことについては、そのように努めてまいりたいと

思つております。現に私どもの大臣と労働大臣は

大変緊密な連携をとつておられますし、また事務

ベースにおきましても、ただいま労働省からお答

えになりましたように、事務次官ベースでの定期

的な産業労働問題連絡協議会を行つてまいりたい

といふふうに考えております。

○新政府委員 私ども通産省といたしましても、

労働省を初めとする関係省庁との連携強化とい

うことについては、そのように努めてまいりたいと

思つております。現に私どもの大臣と労働大臣は

大変緊密な連携をとつておられますし、また事務

ベースにおきましても、ただいま労働省からお答

えになりましたように、事務次官ベースでの定期

的な産業労働問題連絡協議会を行つてまいりたい

といふふうに考えております。

○新政府委員 私ども通産省といたしましても、

労働省を初めとする関係省庁との連携強化とい

うことについては、そのように努めてまいりたいと

思つております。現に私どもの大臣と労働大臣は

大変緊密な連携をとつておられますし、また事務

ベースにおきましても、ただいま労働省からお答

えになりましたように、事務次官ベースでの定期

的な産業労働問題連絡協議会を行つてまいりたい

といふふうに考えております。

○新政府委員 私ども通産省といたしましても、

労働省を初めとする関係省庁との連携強化とい

うことについては、そのように努めてまいりたいと

思つております。現に私どもの大臣と労働大臣は

大変緊密な連携をとつておられますし、また事務

ベースにおきましても、ただいま労働省からお答</p

て、まさに人材派遣法の世界を築こうということございまして、利用する国民の立場に立てば非常にすばらしいアイデアだと私は思います。ぜひこれは利用者本位という立場で検討を続けていただきたいのですが、この両省の確執といいますか、深くて暗い谷間があるというふうに私は思つておりますので、ぜひそれを乗り越えて検討いただきたい。

ただ、そのときに、先ほど言われたいわゆる家政婦問題の協議会、これだけで、その中でやろうというのは大変苦痛だろうと私は思います。無理ではないかという気がいたします。今後の問題がありますが、特に厚生省における介護保険、これは恐らく請負の世界で検討されているわけでありまして、現在の公的なホームヘルパーあたり、住宅サービス、恐らくこれから国民の前に徐々に姿を出していくのだろうと私は思うのですが、最初は余り大きくしたくないというようなことで、労働省の世界の業務が余り入ってこないのでないかという危惧を持つわけございます。

したがって、公的介護保険の流れの中でもやはり検討してもらいたいというふうに思ふわけありますし、ここは恐らく簡単なことではないのだろうというふうに理解をしております。

そういう意味では、先ほどの家政婦問題の協議会だけで協議をするということでは、場合によつては足らなくなる。もつと高いレベルで協議をされる必要があるのではないか。ここは大臣、お聞かになつてますから、ぜひ強きになつてますが、二十一世紀の介護のマンパワーを確保するという非常に重要な案件だという御認識を持つていただいて、ぜひそういう意識で厚生省と労働省、連携を私はお願いしたい。これは答弁は結構ござりますから、ぜひ強くお願いを申し上げたいと思います。

この点で不安な点がもう一つあります。介護分野に労働者派遣制度を導入する場合、これはまことにありますから、ぜひ強くお願いを申し上げたいと思います。その後の流れでございますが、たとえ検討中であつても大変危惧を持つわけであります。

何かといいますと、現在の民営職業紹介所への影響でございます。これは現場で家政婦さん方の声を聞きますと、大手資本が今後の介護サービスは非常に大きな市場だということで注目されていますが、そういう実態がある。したがって、労働者派遣制度の導入によって、いわゆる大手資本がどうと入ってくるのではないか。家政婦紹介業は病院からある意味では出ていかなくてはいけない。ケニアークーはもちろん活動の場はあるわけありますが、オーナーとしては病院からも縮め出されます。

そして、今回のこの人材派遣法の導入で致命的な打撃を受けるのではないか、こういう危惧がございます。この辺もあわせて御検討をいただきたい、このように私は思うわけですが、この点はひとつ御見解をお伺いしたいと思います。

○征矢政府委員 横屋先生御指摘のとおりでございまして、この問題につきましていろいろな経緯もあると同時に、ただいまのような問題点もございます。そういうことも含めまして、全体としてできるだけ将来の高齢化社会に備えて介護分野におけるべきことは御案内とおりでございます。

○横屋委員 この点につきましては、私自身もまた厚生委員会等でしつかり議論をしてまいりたいというふうに思っています。

もう一点、法案に入ります前に話題として雇用支援トータルプログラム、このその後についてお話をさせていただきたいと思います。

私たちが与党時代、坂口労働大臣の時代であつたと思いますが、当時の厳しい雇用情勢、今もそうであります。そこで、そのものに対応するためのマップを確保するという非常に重要な案件だという御認識を持つていただいて、ぜひそういう意識で厚生省と労働省、連携を私はお願いしたい。これは答弁は結構ござりますから、ぜひ強くお願いを申し上げたいと思います。

この点で不安な点がもう一つあります。介護

月一日から新総合的な雇用対策が打ち出されたと

いうふうに伺つておるわけであります。この雇用本の柱がありまして、総合的な雇用対策を進めていこう、こういうことだつたと思うのですが、その後、七月一日から取り組まれております新総合的な雇用対策、これへの流れ、スタンス等について御説明をいただきたいと思います。

○青木国務大臣 お話しのように、新総合的雇用対策の構造的対策に力点を置いてきたわけでありますけれども、中小企業の活力を生かした雇用創出対策といいまして、厳しい雇用情勢に対処いたしまして、景気循環に対応した雇用支援トータルプログラムを開拓してまいったことは御案内のとおりでございます。

しかしながら、今後、国際化等を背景にいたしまして産業構造の転換が一層進むと見込まれているわけでありまして、こうした中で雇用の安定を図るために、構造的な問題への対応に重点を置いた雇用対策を推進することが極めて必要なことだと思います。

ただ思うのでございます。このために、さきの国会で成立いたしました改正業種雇用安定法の施行にあわせて、失業なき労働移動を支援するということなど構造対策もあわせて実施いたしてまいりたいと考えておるところでございます。

さらに、構造変化の関係にあわせて雇用創出が重要となることから、中小企業労働力確保法の一部改正案を先生方にただいま提案をいたしておりました。よろしくお願ひいたします。

○横屋委員 今大臣のお話がありました、いわゆる景気循環対策から構造対策へというふうに大きく軸足を移す、比重を移すということでおございました。当然トータルプログラムも新産業の創出等も視野には入れておつたわけですが、より重視する必要があります。そこで、それを業種雇用安定法などと定めます。よろしくお願ひいたします。

○横屋委員 今大臣のお話がありました、いわゆる景気循環対策から構造対策へというふうに大き

があつたとさつき申し上げました。雇用維持における雇用調整助成金、先ほど大臣からも話がありました雇用金、それから特定求職者雇用開発助成金制度、これはまさに離職者対策ということであつたと思いますが、この高率助成、助成率を引き上げるという措置を実は取り扱つてきたわけあります。それが、その辺の対応は具体的にどのように変わつていくのか、御説明いただきたいと思います。

○征矢政府委員 ただいま大臣が基本的な考え方につきましては申し上げましたけれども、雇用支援トータルプログラムにつきましては、これはいよいよ不況期に起きた短期緊急対策でございまして、したがつて、景気がよくなることを前提にして、短期間の高率助成対策ということでやつてしまつたわけでございます。したがいまして、今回のような極めて短期の上に、構造問題が重なつて、したがつて、景気がよくなることを前提にして、したがつて、景気がよくなることを前提にして、といったわけでございます。したがいまして、今回

深刻な事態が継続するということは想定していない対策でございます。そういうことを前提にして高率助成というようなことをやつていたわけでございます。

○横屋委員 今大臣のお話がありました、いわゆる景気循環対策から構造対策へというふうに大き

て、積極的な雇用対策をやることにしたわけ

であります。そこで、その間に雇用調整助成金が活用できるようになります。

○横屋委員 今大臣のお話がありました、いわゆる景気循環対策から構造対策へというふうに大き

て、対処したわけでございます。

そういう観点から、特に短期的な緊急対策とし

ての対応につきましては、先生御指摘のように、

一部助成率を従来のものに戻さざるを得ない、そ

ういうものもあつたわけでございます。

○樹屋委員 確かに短期対策であつた、こう言わるとそうだろうと思ひますが、しかしながら、現下の雇用情勢が著しく改善されたのかというと決してそうではないわけでありまして、今御説明がありましたように雇用調整助成金、この制度につきましては、特定雇用調整業種七十二あるようあります。こうした業種についてはいましばらくこの高率助成が続くというふうに伺つております。大部分は救済されるのではないかと私は実は胸をなでおろしたわけであります。

問題は特定求職者雇用開発助成金制度、離職者対策であります。先ほどから話が出ておりますように、確かに景気対策から構造対策、これは結構なことありますが、現在の経済状況といいますのは、巷間言われておりますように、まさに景気循環型の不況に加えて構造的な要因が加わったものだ、複合不況である、こう言われているわけであります。

したがつて、新総合的な雇用対策において構造対策を打ち出されたということは確かに適切な対応だと私は考えるわけであります。業種によつては、トータルプログラムで取り組んだ特に離職者対策、今の特定求職者雇用開発助成金制度あたりはまだ必要ではないか、景気循環型の対策をあわせて必要なことではないか。まさにこれほどの厳しい雇用情勢でありますから、ありとあらゆる手立てを講じていくことが必要ではないか、こう私は思うわけであります。特に最近の雇用失業率等を見ましても、有効求人倍率は四十五歳以上では大変厳しい状況になつておりますし、五十五歳以上では〇・一四倍という大変厳しい状況もございます。また失業率も、若年層に加えて高年齢者にはまことに厳しい実態があるわけであります。

こうしたことからいたしまして、先ほどの雇用調整助成金、これについては、本当に厳しい業種は明年の三月三十一日まではまだ措置を続けていこうということがあるようありますが、片やこ

ちらの離職者対策といいますか特定求職者雇用開発助成金制度、これはもうことしの六月で高率助成が終わりだということは、やはり国民から見ますと、これほど厳しい状況の中で、労働弱者とい

う言葉があるかどうかわかりませんが、特に高齢者、障害者、母子家庭の対策あたりはいましばらく必要ではなかつたのか、私はこう思つわけであります。この点いかがでありますか。

○征矢政府委員 先生の御指摘のような御意見もあるうかと思いますが、ただ一方で、先ほど来申し上げておりますように、非常に構造的な問題が重要な課題となり、かつ深刻化している中で、そ

うしますと、雇用対策につきましても、これは腰を落ちつけて息長く対策を打ついかなければなりません。こういうことになるわけでございまして、緊急対策ということで手厚い対策を短期的に行つ、こういう仕組みでは対応できない事態になつてゐるわけでございます。

したがつて、それを構造問題にウエートを移す

ということ、先生御指摘のような問題点はあるのですが、現下の雇用情勢の中で、かつ財源につきましても雇用保険制度の中で対処していく、こ

ういう観点から一定の割り切りをいたしました。

高率助成をもとに戻したものでございま

ります。

○樹屋委員 先ごろ発表されました平成八年度の概算要求の姿を見ましても、私は三角が立つとい

うことには必ずしも一ではないわけであります

が、これほどの厳しい雇用情勢の中で、例え八

年度概算要求、この前御説明をいたしました。

高齢者対策の総合的な展開で百億の三角、それから障害者対策で六十億、母子家庭対策で三十九億、これはいすれも雇用保険特会ですから、今

高率助成の中心部分だうと思います。そういう

説明はつくわけであります。やはりこうした

厳しい状況の中での予算の姿が立つとい

うことも大変に国民に与える影響というのは大きい

だろう、心理的な影響は大変大きいだろう、私は

こう思うわけであります。

お尋ねをいたしますが、例えば平成六年度の実績で結構でございますが、高齢者、障害者、母子家庭、この特定求職者雇用開発助成金はどの程度の規模になつてゐるのか、ちょっとお示しをいた

ります。○征矢政府委員 平成六年度におきます特定求職者雇用開発助成金の支給実績につきましては、金額で八百十億円、対象人員で約十八万人となつております。

○樹屋委員 ありがとうございます。

十八万の方が、いわゆる先ほど申し上げた高齢者、障害者、母子家庭、本当に労働の世界の弱

者だらうと思うわけであります。『人にやさしい政治』ということもあるわけであります。

角は立つてゐるけれども、引き続き細かな対策をやつしていくんだというようなPRはぜひ政府

としてはやつていただきたい、このように私は思つてますから、そういうときにはすべての労働政策

を出動させて、発動させて打開をしていくんだ、

こういうようなお取り組みを私はぜひお願いを申

し上げておきたいと思います。

○青木国務大臣 今日の雇用情勢の厳しさとい

うものは、特に今先生からお話をございました高齢

者あるいはまた母子家庭、その他労働弱者対策、

したけれども、四十五歳以上にこれをさらに伸ばして、そして中高齢者対策として進めていく。したがつて、高齢者の労働力というものは極めて必要だし、その特性を生かした方法というものを真剣に考えてやつてまいりたい、こう思つていると

ころであります。

○樹屋委員 大臣の御決意をお聞きしまして安心

もするわけであります。やはり予算の姿といふのは国民に与えるインパクトは大変に大きいわけ

でありますから、今の三角の立つた部分はしつか

りきめ細かな対策をやつしていくんだ、また場合に

よつては、確かに雇用支援トータルプログラム、短期的な対策であった、しかしながら、この短期的な対策がまた必要な事態も考えられるわけであ

りますから、そういうときにはすべての労働政策

を出動させて、発動させて打開をしていくんだ、

こういうようなお取り組みを私はぜひお願いを申

し上げておきたいと思います。

○青木国務大臣 今日の雇用情勢の厳しさとい

うものは、特に今先生からお話をございました高

齢者あるいはまた母子家庭、その他労働弱者対策、

そういう問題が必要であることは御指摘のとおり

であります。これは例えば就業規則の中で六十

歳定年という、六十歳以下の定年はこれは認めな

ど、大臣の御決意も含めてお伺いをしたいと思ひます。

そこで、最後に大臣にお伺いしたいわけであり

ます。○青木国務大臣 今日は雇用情勢の厳しさとい

うことは必ずしも一ではないわけであります

が、これほどの厳しい雇用情勢の中で、例え八

年度概算要求、この前御説明をいたしました。

高齢者対策の総合的な展開で百億の三角、それから

障害者対策で六十億、母子家庭対策で三十九億、これはいすれも雇用保険特会ですから、今

高率助成の中心部分だうと思います。そういう

説明はつくわけであります。やはりこうした

厳しい状況の中での予算の姿が立つとい

うことも大変に国民に与える影響というのは大きい

だろう、心理的な影響は大変大きいだろう、私は

こう思うわけであります。

○征矢政府委員 現在の中小企業を取り巻く雇用

情勢でございますけれども、有効求人倍率が〇・

六倍台で推移するなど労働市場全体では求職超過

が非常に厳しい中で、中小企業の労働力確保の状

況を見ますと、不足している労働者数の割合を示

します欠員率、そんな数字がございますが、これ

で見ますと、三百人以上規模では〇・七%であるのに対しまして、三百人未満規模では二・九%と、現在でも中小企業におきましては必要な人材確保が十分なされていない、そういう状況がございます。

今回の法改正による措置のうち、新分野を担う人材の受け入れ、あるいは施設の整備の支援につきましては労働者の雇い入れを要件としておりまします。また、本法に基づく雇用創出効果は、この措置による直接的な効果だけでなく、人材面からの支援を通じ、中小企業が発展することに伴う幅広い雇用創出効果を期待するところでございまします。したがつて、その推計がなかなか難しいわけでござりますけれども、私どもとしましては、この制度を積極的に活用していただき、できるだけ雇用につなげていただきたいというふうに期待をしているところでございます。

○樹屋委員 私ども新進党内で検討した際に、余りいろいろなメニューをそろえてもなかなか期待できないのではないか、もっと大々的な取り組みが必要であるという議論もあつたわけあります。しかしながら、やはり今回の中小労確法改正案、私はある意味では、今御答弁がありましたように、直ちの効果とともに、将来の新分野開拓ということでは期待できる部分もあるのではないか、こう思つておいであります。

それで、どれだけの雇用創出を期待できるか、これはなかなか今の御答弁でも明確にできないわけであります、どうでございましょうか、今回のこれは二次補正が絡んでいると思いますが、二

次補正の中で特に百十四億円というような御説明もいただきました。この積算の中で結構でございまます、想定されている事業量といいますか、施設整備の部分だけでも結構でございますが、数字をお示しいただければと思います。

○征矢政府委員 一応予算積算上の数字といったまことは、直接的な雇用創出効果として大体一万五千人程度を想定しているところでございます。ただ、先ほども申し上げましたように、人材面か

らこの支援を積極的にし、それを活用していただ

くことによつてより幅広くこの効果が広がつて、くことを期待しているわけでございまして、率直なところ、私ども全く新しい仕組みとして考えておるものですから、現時点では予算積算上の数字しか申し上げられないところでございます。

○樹屋委員 ありがとうございます。

それで、この法案と、先ほど松岡代表の方からも話があつたわけであります。中小企業庁さん

のいろいろな事業がございます。中小リストラ法あるいは中小創造法という新しい取り組みもなさ

れているというふうに伺つております。私は、やはり総合的な対策はダイナミックに進められていく必要があるだろうというふうに思うわけであ

ります。

きょうは新長官もおいでのようでありますから、最初にこの中小リストラ法あるいは中小創造

法の取り組みの状況、実績なども御紹介いたい

て、どういうふうに今回の中小労確法改正案と相まって進んでいくのか、その辺のお話をいただきたいと思います。

○新政府委員 中小企業を取り巻く経済状況は非常に厳しいものがございます。特に、累次の円高などによりまして、産業構造の転換に直面してお

るということではござりますけれども、こういった中小企業の活力を維持していく、あるいは経済全体のフロンティアを拡大していくという意味におきましても、中小企業が新分野に進出をしていくとかあるいは新規事業にチャレンジをしていく、

私ももそういうといったチャレンジに支援をしていきたいということで、平成五年十一月に中小企業

新分野進出等円滑化法、これを施行いたしました。これは第二次補正が絡んでいると思いますが、二

次補正の中でも結構でござりますが、数字

面、金融面などによって支援を行つてきているところでございます。

実績状況、施行状況ということでござりますけれども、中小企業新分野進出等円滑化法につきましては、施行以来千六百七十六件、これは九月末の数字でござりますが、認定しております。それから中小企業創造活動促進法につきましても、昨年現在、十月十八日現在で二百五十五件という認定件数に上つております。中小企業のこうした分野に対する二ーズというものは非常に高いものがあると考へております。

今回のこの労確法の改正でござりますけれども、このような中小企業の新分野進出などに対する支援策あるいは新規事業育成策の一環といいたしまして、こうした中小企業の取り組みを人材確保面から支援をしていくこう、こういうものでござります。これによりまして、こうした中小企業の取り組みについて総合的な支援策が整つていくといふことになると思つております。これによつて中小企業の経済構造改革への対応を促進することに資するものと考へております。

○樹屋委員 ありがとうございます。

中小リストラ法あるいは中小創造法、ともに中小企業庁としては大変売れる筋のいい事業だ、中小企業者は相当関心を高く持つておられるというふうに思つておりますが、今御説明がありました中労法では、本年、直近で二百五十五件といふことになります。こういうふうに考えております。

こういうふうに予算額を拡充しておられます。これをもちまして各県を指導して、積極的にこの創造法を活用していただき、こういうふうにお願いしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○樹屋委員 ありがとうございます。

先ほど長官からもお話をありましたけれども、今回の中小労確法の改正は、まさに中小企業の新分野への進出の総合的な施策の一環だ、人材確保面でこれを手当てるものだ、こういう御説明もあつたわけあります。

中小リストラ法あるいは中小創造法がまさに新分野の事業支援ということ、そして今回の中小労確法案が人の手当でということだろうと思うのであります。恐らく私二つを一緒に利用する中企業者とそういうもの出てくるのではないかという

りまして、これは三さんだというように伺いました。企業とそれから県と国、こういう費用負担で

技術改善費補助金という助成措置もあるようですが、しかしながら、これは特に連携措置としての

確かによく売れているなと思うわけであります

が、しかししながら、これは特に連携措置としての

技術改善費補助金という助成措置もあるようですが、若干各県によつて取り組みにも差が出ているのではないか。これはやはり各県地域の業界とそれから行政の関係もあるようでありますけれども、國としてしつかりどこの地域でも取り組めるような行政指導をお願いしたいと思いますが、この点はいかがでありますか。

○藤島(安)政府委員 確かにこの法律、中小創造法は、実際の運用は都道府県によつて行われております。二百五十五件の認定も各県によって、多いところでは二十四件になつております。都道府県によつて大きな差があるのは事実でございます。

ただ、今いろいろ各県とお話をしていますと、準備中、こういうことだとうふうに聞いておりますので、いろいろまた出てくると思います。私どもも積極的に活用していただきよう指導してまいりたいと思いますし、予算の面でも技術改善費補助金、今お話をございましたものでございません。これによつて、こうしたものでございましたが、この第二次補正予算でも五億円を追加させていただきました。来年度の概算要求でも十四億円を要請をしております。

こういうふうに予算額を拡充しておられます。これをもちまして各県を指導して、積極的にこの創造法を活用していただき、こういうふうにお願いしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○樹屋委員 ありがとうございます。

先ほど長官からもお話をありましたけれども、今回の中小労確法の改正は、まさに中小企業の新分野への進出の総合的な施策の一環だ、人材確保面でこれを手当てるものだ、こういう御説明もあつたわけあります。

中小リストラ法あるいは中小創造法がまさに新分野の事業支援ということ、そして今回の中小労

確法案が人の手当でということだろうと思うのであります。恐らく私二つを一緒に利用する中企

業者とというのも出てくるのではないかというふうに思つております。そうした場合はどう

いふべきであります。

手続はそれぞれ、これはともに事業の仕組みを

見ますと、県知事の計画の認定を受けるというこ

になつておるわけでありまして、そうちした作業

ござります。

といふのは、例えは一緒にやるのであれば一本化できないのか、こういうふうに思うわけでありますが、これはなかなか難しいという話を伺つて、いるわけであります。一本化は無理にしても、事務手続の簡略化あるいは事業展開に係る指導であつたり労務管理に係る指導、こういう二つの業務を効率的にあるいは効果的に行えるような窓口体制、この整備にぜひ努力していただきたい。

そして、先ほど地域の差ということも申し上げましたけれども、やはりP.R.をしっかりとやつていただきたい、このことをお願いしたいと思うのですが、いかがでありますか。

○征矢政府委員 ただいま御指摘の中、中小企業新分野進出等円滑化法あるいは中小企業創造活動促進法、それから中小企業労働力確保法、これにつきましては、中小企業者の方々が必要に応じてその支援の一方あるいは両方を任意にどちらでも選択して受けられる、こういう仕組みでございまございます。

手続的にそういう意味であれば一本化できないかという御指摘でございますが、御意見としてそういう御意見はあるうかと思うのですけれども、ただ一方で法律の目的が違いまして、そういう目的一に沿つて計画を出していただく、こういうことなものですから、手続を一本にするには困難でございます。

ただ、実際に手続自体は都道府県知事の認定になつておりますし、具体的には商工労働部ということ、商工関係と労働関係は同じ部におりまし今回の中、小労改法の改正によりまして、個別中小企業者が雇用管理改善計画を作成して知事の認定を受ける、こういうことでございますが、当然そうした作業に当たりましては事前指導等、第一線機関の活動が私は非常に重要なと考えるわけであります。具体的にはこれはどこが当たるのであります。具体的にはこれはどこが当たるのであります。確かに同じく窓口の混亂などがないように、潜に事務が進むように対処してまいりたいというふうに考えております。

○新政府委員 ただいま労働省から御答弁をしましたことと同様でございますが、私どももいたしましても、できる限り窓口の混亂などがないように、都道府県などとも連携をいたしまして、労働法の施行に一層の努力をしてまいりたいということで

ござります。

○征矢政府委員 P.R.の関係につきましては、この制度を積極的に中小企業の方々に活用して、いた

だ

きたい

こと

でございまして、制度を施行する際に、テレビ、新聞等の各種の媒体を活用し

た

広報活動、あるいは私どもの出先機関でござい

ます

公共職業安定機関においても新たな制度の周知徹底を行うというようなことで、できるだけ活用していただくようにP.R.してまいりたいという

よう

に考

え

て

お

り

ます。

○樹屋委員 ぜひお願いをしたいと思います。

私は地元で、新分野といいますか、特に産廃の関係で大変な技術革新をされた中小企業の社長さんのお話を伺つたことがあります。これは中

小企業の補助金、助成金だったと思うのですが、役所からいただいた、こう言っておりましたが、えらい作業だったと。私こそ社長、おじさんが行政の指導を受けながら認可を受けて、助成金をいたくのは大変に難しいということを言つておきました、一度とああいう思いはしたくない、ここまでおっしゃつておりました。窓口体制といい何が一番大変だったかと聞きますと、これは中

小企業の補助金、助成金だったと思うのですが、

何が一番大変だったかと聞きますと、これは中

小企業の補助金、助成金

小労確法改正の取り組みで、まず改善事業計画を知事に上げる、そして知事の認定を受ける。恐らく改善事業計画を出すときには、例えば施設整備であったり、人材の確保であったり、雇用管理面で計画を出すだろうと思うのです。その中で資金計画も当然検討されるだろう。そして、例えば我が社は二千万必要だ、二千万借りたい、こういったときに、今の限度額の中であれば本当に借りられるのかどうか、信用保証つきで借りることがあります。

それで、知事のところで認定を受けた計画について、もう一回窓口は恐らく違う。信用保証協会にはまたこの資金調達では行かなければいけませんので、そこで恐らく金融機関ですから当然査定を受けるだろう。そうすると、おまえのところは今までの業績がよくない、したがって、知事のところでは二千万の事業計画でいいわけではありませんが、いやそれは厳しいから一千万にしていいといふに大変危惧をするわけがありますが、その辺は大丈夫であります。

○藤島(安)政府委員 保証協会の保証の引き受けについてでございますけれども、従来から通産省といたしましては、中小企業の立場に立つて保証を行なうように指導してまいりました。ことしの五月におきましても、改めて円高といったような事態に対応しまして、担保の徵求とかそういうものの彈力化、そういうようなこと等について適時適切な保証を行うよう指導してきてまいりました。

保証協会におきましては、こういう趣旨を踏まえていろいろな保証業務をやつていただいているものと考へておりますけれども、この労確法に基づく認定計画を受けた事業者につきまして、一応保証協会独自の判断で審査をするわけでござります。申込者の資金計画あるいは返済計画、そういうものを見させていただいて、どうも事業

計画としてはちょっと過大かなというような場合には、必ずしも期待どおり保証が受けられない場合もあるかもしれませんけれども、そういうものについては御理解いただきたいと思います。保証協会においては御理解いただきたいと思ひます。保証協会におきましても、県とも連絡をとりまして、中小企業の立場に立つたきめ細かな保証業務を行なうように指導してまいりたい、こういうふうに考えております。

なお、先ほど信用保証法の改正の内容につきまして、県の方でよくよく見ていただければそ

ういうことはないのではないかと思ひます。保証協会におきましても、県とも連絡をとりまして、

中小企業の立場に立つたきめ細かな保証業務を行なうように指導してまいりたい、こういうふうに考

えております。

して普通保険の限度額を申し上げましたけれども、あれは無担保保険の限度額を二千万を三千五百万に引き上げるということです。

○樹屋委員 わかりました。ぜひきめ細かな御指導をお願いしたいと思います。

○笹山委員長 ベンチャー企業というのは、もともとがまさに危険な新分野に出ていくわけでありまして、今までの実績等から見て果たしてどうかという場合が多々あるのではないか。そういう意味では、信用保証協会は各県にあると思います。地方公共団体も支援なり貸し付け等をやっているわけであります

が、密接な連携が恐らくおありだろうということで、この法改正に基づきます対応については十分な配慮をお願いをしておきたいというふうに思っています。

最後に一点だけ。

保険料率が引き下げられるという話がありましたが、密接な連携が恐らくおありだろうというこの法改正に基づきます対応については十分な配慮をお願いをしておきたいというふうに思っています。

○寺前委員 きめ細かな対策をぜひお願いを申し上げたいと思います。

○寺前委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○寺前委員 この間、新しい労働大臣は、アジア諸国に向かつてどんどん企業が移動いたしております、ここにいわゆる産業の空洞化という問題が起つているんだ、従来型の対策ではいかぬのだという趣旨のごあいさつをここでおやりになつております。その結果こういう法律を提案する。

○寺前委員 局長さん、政府委員さんによつてと聞きますが、産業の空洞化が雇用にどのような影響を与えているのか、数字をもつて示してください。

○征矢政府委員 企業の海外移転が雇用に与える影響についてでございますが、その全体を把握することはなかなか困難であります。が、公共職業安定機関を通じてヒアリングをした結果によりますと、海外進出を実施している企業において国内の従業員数が減少していない企業の割合は、平成五年十一月時点では八八%、平成六年八月時点では七二%となつております。

一方、国内の従業員数を減少させた企業の割合につきましては、平成五年十一月時点では一二%、平成六年八月時点では二八%となつております。

○寺前委員 私、この間大阪の実態をひとつ調べてみようと思って、百億円以上の大企業百三十五

中小企業保険公庫への保険料の支払い、こういつたことがあるわけでございます。

従来から一%の保証料をいただくということでおつてまいりておるわけでございますが、全体としては七割が政策的な配慮から、一%より低い保証料率になつております。平均して〇・八九%でございます。今回はこれをできるだけ引き下げてまいりたいと考えておりますが、三年間の限時の措置として、この〇・八九%を平均して〇・八四%ぐらいまで引き下げられないかということでおつてまいりたいと考えておりますが、今協会と話し合っております。

○樹屋委員 わかりました。ぜひきめ細かな御指導をお願いしたいと思います。

○寺前委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○寺前委員 お詫びいたします。お詫びいたします。

社の有価証券報告書などをもとにして、どういう実態になつてゐるのか。九三年と九四年を比べてみると、国内の従業員数は四千八百六十人減少して、海外の従業員数は逆に一万五千人ふえてゐる。海外従業員数は約三十八万九千人と出てきました。これは国内従業員数と海外従業員数を合わせて、これは国内従業員数と海外従業員数を合わせて、これは国内従業員数と海外従業員数を合わせて、これは一つの指標だと私は思うのです。特に自動車とか電器とか鉄鋼とか、こういう大手がどん

なつてしまつた。これは大阪の大手企業の実態がなつてしまつた。これが中小企業から労働者ある人は学卒者、新規就職者、全体に非常に大きな影響を与える。

それでは、今回の法改正法案がこういう事態に対してどういう役割を担うことになるのか、数字上で説明をしてください。

○征矢政府委員 今回の法改正につきましては、経済活動の国際化の進展あるいは規制緩和の進展等を背景に産業構造の転換が進む中で、中小企業における新たな雇用機会の創出を図らうというものです。

今回の法改正のうち、新分野展開を担う人材の受け入れあるいは施設整備の支援につきましては、労働者の雇い入れを要件としておりますが、本法に基づく雇用創出効果につきましては、この措置から直接導き出される狭い範囲のものだけではなく、広い広がりを持つて雇用の拡大を図つていただきたい、こういうことでございます。

数字を推計することはなかなか難しいわけですが、当面具体的な数字を示せということでおざいます。これは予算積算上の数字をもとにいたしまして、それで直接の雇用創出効果として考えられるのは一万五千人程度というふうに考

えているわけですが、新しい分野に中小企業が進出することによりまして、それが定着し、拡大する中で雇用機会ができるだけふやしていただけ、そういうことを期待しているところでござります。

○寺前委員 今度の国会でこの法律が中小企業対策の問題として、労働者の雇用問題として唯一出てきているから、中小企業を対象としておやりになる、これ自身に私は反対しようという気はありません。だけれども、これに対する期待をかけたというわけにはいかないとつくづく感ずるのであります。

そこで聞きますが、今の日本の雇用の上において、集中的な問題の発生している地域とすれば阪神の災害地域の問題があると思うのです。この阪神の災害地域で一体何をやったのだろうかというと、公共事業就労促進法という法律を震災が起つてからつくりました。公共事業をやる場合に四割の人を雇いなさいや、ただし、それぞれの経営が持つていて人を連れていくことは妨げないという内容があるから、それじゃあで雇用にどれだけの有効な役割をしたのだろうかなということを私は当初から疑問に感じていたのです。

これは三月一日に施行され、何ばの人を雇用することができる見込んでこれをやつたのか、労働省は報告をしてほしい。

○坂本(哲)政府委員 公共事業就労促進法の制定当时、被災地域で失業者数がどのくらい発生するかという点につきましては、現地の状況もなかなか混乱しているということをございまして、具体的な把握は特に行っておりませんが、当時の現地の特別相談窓口におきます相談状況を見ておりま

すと、大変深刻なものがある、雇用失業情勢は予断を許さないものがある、そういう認識でございました。

一方で、今後これらの地域で復旧等の公共事業の需要が見込まれる。それによって労働需要が相当創出されるのではないかということで、この法律を制定したわけでございます。

これまでの実績でございますが、対象となる公共事業の工事、震災直後はなかなか出でまいりましたが、最近道路工事等を中心とした伸びを見せ始めております。八月末現在の数字にな

りますけれども、公共職業安定所によります公共事業の事業主体への紹介実績は、延べ人員で申しますと二千百七人日ということになつております。

今後とも、私どもとしましては、関係府県、安定所を通じまして、公共事業の発注部局との連携の強化等によりまして、この制度の円滑かつ効果的な施行に努めてまいりたいと考えております。

○寺前委員 ちょっとどうわからなかつたんだけれども、四〇%の公共事業の吸収実人員は何人でしたか。

○坂本(哲)政府委員 先ほど延べ人員で申し上げましたけれども、実人員にいたしますと、これは十八人ということになつております。

○寺前委員 そうすると、あれだけ震災地域で公共事業のお金を莫大にして、そして仕事がなくなつた人がいっぱいおるのに、あの法律で効果があつたのは実人員で十八人となつたら、ようあんなことをやつておつたなということをやつぱり考えざるを得ないじゃないですか。

さらに私は聞いてみたいと思います。

阪神大震災の被災地の雇用問題で、震災から九ヵ月余りたつてきているわけですが、雇用保険の支給終了という問題が今日起つてきています。最短の者は最低ランクの九十日プラス個別延長の六十日で約五ヵ月ですから、雇用保険の受給資格決定数と、そのうち既に支給終了となつた者の数はどれだけありますか。年末にかけてどれだけの者が支給終了になるでしょうか。予測を御説明いたきたいと思う。

○征矢政府委員 失業給付の特例支給の対象者でござりますが、八月末現在で一万三百四十五人となつております。特例支給の対象者につきましては、支給対象者の所定給付日数別の割合が不明でありますために、現時点では支給終了となつている者の数は把握しておりませんが、兵庫県におきます失業給付受給者の一般的な所定給付日数の割合から推測いたしますと、九月末におきまして、最大の

見積もりで六千百人程度の方が支給終了となつているものと考へておるところであります。

○寺前委員 どうも私、耳が遠いのかようわからないのです、話聞いておつて。私この間、県などの関係者のところへ行つて、どういう実態になるんじやろうかと言つて、ちょっと聞いてみたんです。いろいろ数字を出してもらいましたから調べておると、大体私の感じでは、感じだけでもないんだな。

これは所定給付日数別実人員及び支給終了予定期数というやつを毎月のをすつと計算していきますと、三万二千という数字が十二月末になると推計されてくる。ずっと個別に調べていくとそうなりますね。これは直接の関係者だけで三万二千人に終了者が起つてくる。そうすると、業者などでこういう対象になつていない人がおるんだから、そういう人を入れると五万、十万という数になります。これはやはり県知事さん悲壯なんだよ。言われるのは私はもつともやと思つ。これは九月十九日付で政府に出したんです。「雇用維持対策について、被災地域における雇用維持に向けた事業主支援を図るため、雇用調整助成金制度の特例措置について、引き続き特段の配慮をお願いします。」引き続きやつてくれという。「離職者対策について、被災離職者等の早期再就職の促進を図るため、特定未就職者雇用開拓助成金制度の特例措置について、引き続き特段の配慮をお願いします。」

そこで、従来そういう場合にはどういうことが考えられたかと見ると、雇用対策法という法律があります。その法律で、本四架橋の場合には橋をわざわざかけるんだから、こういう迷惑をしたからといって、その雇用法の十三条に基づいて就職促進手当というやり方をやりながら吸収していくというやり方をやつていいんだ。これは沖縄の軍用地の問題でもそうだし、あるいは漁業の分野においても、二百海里の問題をめぐつて漁業労働者に対する対応をやつたとか、あの施行規則を読んでいるとそこにつづと全部書いてある。

私は、吸収することがなくなつてきたら、こういうことを考えなければならぬという問題が出てくると思う。これが二つ目。これに対してどう対応されるのか。

三つ目。戦後五十年間、この間法律廃止になつたけれども、いわゆる失対法という法律がありまつた。あれは廃止になつた。五十年間続いた役割というのは、それなりの経験がこれで多くの人を吸収することができるという方向を示していたと思う。この問題について検討はできないんだろうか。

この三つの問題について御回答いただきたいと思います。

○征矢政府委員 阪神・淡路大震災の被災失業者の方で失業給付の支給が終了した求職者の方々についてでございますが、こういふ方々につきましては、個々の求職者のニーズに対応した積極的な

公共事業で実人員十八人吸収しましたと、のうのうと私ら現地へ行つて、国会議員こんなことをやつてましたなんて言えますか、あなた。今までなんて、恥ずかしくて言えね。だから、まずは一番ひどいことになつていてる阪神地域において、雇用法十三条で就職促進手当をするという問題について何らかの研究をやる、そのぐらいのことを私は考えられるのじやろうか、これが一つ。

それからもう一つは、県知事さんから要望書が出ていますな。その県知事さんの要望書を見ると、これもやはり県知事さん悲壯なんだよ。言われるのは私はもつともやと思つ。これは九月十九日付で政府に出したんです。「雇用維持対策について、被災地域における雇用維持に向けた事業主支援を図るため、雇用調整助成金制度の特例措置について、引き続き特段の配慮をお願いします。」引き続きやつてくれという。「離職者対策について、被災離職者等の早期再就職の促進を図るため、特定未就職者雇用開拓助成金制度の特例措置について、引き続き特段の配慮をお願いします。」

求人開拓あるいは就職面接会の積極的な開催も含めたきめ細かな職業相談、広域的な求職活動の支援等の対策を実施しているところであります。引き続きこれらの対策を推進してまいりたいと思います。

また、離職者の再就職を促進するため、特定求職者雇用開発助成金に関し、被災離職者につきましては年齢要件あるいは助成率等につきましての特例措置を当面平成八年一月二十二日まで延長しましたところでございますが、これにつきましては、公しつつ就職促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、被災地域におきます雇用保険受給を終了した方に対する雇用対策法に基づく職業転換給付金でございますが、これにつきましては、公共職業安定所長の指示によりまして、必要な職業訓練を受講する者に対して支給する訓練手当等の制度を積極的に活用するように対処いたしているところでございます。

それから、阪神・淡路地域におきます兵庫県からの要望を踏まえての対処でございますが、これにつきましては、被災地の事業所あるいは被災労働者につきましては、雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金、生涯能力開発給付金等につきまして、高率の助成を適用する等の特例措置を当面平成八年一月二十二日まで実施することとしたところです。

そこで、現実にはどういうことが起こっているかといつたら、この前も新日鉄なりあるいはJ.R.の問題で、片っ方で六十五歳まで働けるよう六十歳定年に向かっていくんだと言なながら、現実では何が起っているかというと、若年でやめさせられていくという結果になっている姿が起こっているのです。あるいは出向という形で排除されていくということが起こってきた。

私、この間もちょっと京都の村田機械というところへ行きました。従業員三千五百名の企業ですが、ことし六月一日から一ヶ月の期間で、原則として勤続十年以上または四十歳以上の社員に対して早期退職優遇制度の時限拡大実施といつてやつておる。そうすると、大臣も先ほどおつしやつておりますように、経験豊かな人をずっと引き続き雇用してもらいますよとおっしゃっているのに、現実はこうやって優遇措置の名のもとにどうやってつきます。御希望も踏まえ、あるいは被災地におきます雇用情勢の動向も見ながら、必要があればさらに延長することが可能となるような措置についても検討してまいりたいというふうに考えております。

最後の点につきまして、失業対策事業についての御質問でございます。これは先生からかねがね御指摘、御意見のあるところでございますが、私どもいたしましては、新たに失業対策事業を実施する考えは持っておりません。これどうするんだということの心配事を提起している

すから、個々にいろいろな問題があることはよく承知をいたしております。

そこで、これからどうしていくのかという点について、今日起っている情勢というのは、前には、こういう厳しい情勢だからリストラといふ中においても、例えばいわゆる希望退職を大々的に募集する、あるいは解雇を行うとか、企業閉鎖を行ふとかということがありました。今日の全国的な情勢を見てまいりますと、必死になつて雇用を確保したいという労使の努力というものがあるわけでありまして、所定外労働時間を削減する、あるいはまたいわゆる途中採用、任期の途中採用における雇用を重視するといったような対応というものを見られますけれども、そういう方向で対応していることが目立つておるわけでございま

す。

しかし、そろはいつても、どうしても調整を行わなければならぬ、職を離れなければならぬといふような場合には、今も局長からも話のありましたように、改正の業種雇用安定法に基づいて例えは移動をしてもらう、失業なき移動をしてもらう。その失業なき移動をする場合に、従来半年間のいわゆる賃金をもつて、賃金の高額支給をもつて労働省は対応いたしまりましたけれども、これを半年じゃなくて一年にしよう。

それから、ベンチャー企業等の関係のいわゆる新機軸、新分野等をひとつ開発していくこう、雇用の増大をひとつ求めていこうではないかというようなことを通じまして、現在いるところの職員の技術訓練とかいうようなものをやりながら、他から失業なき労働移動をした場合においては、求人と求職の関係というものをしっかりとデータをとりながら対応いたしまりたい、万全の対策を進めていきたい、こういう努力をいたしておるところでございます。

○寺前委員 もう時間が来ましたので、ここが問

題点、最後に指摘だけして終わりたいと思うのです。

そもそも大臣は、海外へ出でていくようになつておる事態になつておるんだ、こういう問題提起なんだから、海外へ出でいく場合には、その計画や雇用が地域経済にどのような影響を及ぼすのかアセスメントを実施し、必要な場合は計画の中止、変更を勧告するとか、さらに都道府県知事に調査勧告権を保障して、企業や労組、地域住民、自治体との協議を義務づけさせるとか、そういうような規制をやるという問題提起を一番大もとでやるという問題をひとつ考えないといかぬのではないか。ではないだろうか。

それからもう一つは、現に雇用しているところで十分な労働条件の改善をやさせていく、そして本人の意図に反するようなことが起らぬようにしていく、大づかみなところをきっちりともう一度検討してほしいと私は思うのです。

それでも私は、今度のこの法律で、一番最後のところに労働環境改善設備または福祉施設の設置、整備の問題について、今度は別々にやることができるという法律が入つてきている、ここはいいと思う……

○笛山委員長 寺前委員、手短に質問をしてください。

○寺前委員 はい、もう終わります。

いいと思うけれども、現にこれまでにこの法律でやられたのが二件しかないといふことも考えてもらつて、これにべらばうな期待をかけるわけにはいかない。やはりそこは改善の方向も打ち出しにいただきたいということを要望して、そして、しかもこの法律によつて、分社化するところだつてこれが利用されるということになつて、分社化を促進させるような役割にならないことを希望して、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○笛山委員長 次に、池田隆一君。

○池田(隆)委員 本委員会、当初与党の責任で始まるのがおくれたといふこともありますので、予

定の時間で採決が行われるよう、一点に絞つてだけ御質問させていただきたいというふうに思います。

今回の改正案、先ほど通産省、労働省からも御説明もございましたけれども、いわゆる縦割り行政の弊害が言われている中で、労働省と通産省が連携してこの法案そのものの改正にも臨んできたという経緯がございます。雇用対策についても、積極的な通産行政とそして労働行政のあり方が今求められているというふうに思いますので、そういう意味で、中小企業庁長官と労働大臣の方から、横の連携のあり方を含めて、労働行政の、特に雇用面についての決意を伺ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

○青木国務大臣 新しい雇用失業情勢の中にあつて、中小企業の労働法の御審議を精力的に進めていく、大づかみなところをきっちりともう一度検討してほしいと私は思つてます。

それでも私は、今度のこの法律で、一番最後のところに労働環境改善設備または福祉施設の設置、整備の問題について、今度は別々にやることができるという法律が入つてきている、ここはまた事務当局が中小企業庁やあるいはまた私ども労働省の職業安定局と密接な連携を持つて、そして補完をし合ひながら、励まし合いながら頑張つてしまひたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○笛山委員長 寺前委員、手短に質問をしてください。

○寺前委員 はい、もう終わります。

いいと思うけれども、現にこれまでにこの法律でやられたのが二件しかないといふことも考えてもらつて、これにべらばうな期待をかけるわけにはいかない。やはりそこは改善の方向も打ち出しにいただきたいということを要望して、そして、しかもこの法律によつて、分社化するところだつてこれが利用されるということになつて、分社化を促進させるような役割にならないことを希望して、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○笛山委員長 次に、池田隆一君。

○池田(隆)委員 本委員会、当初与党の責任で始まるのがおくれたといふこともありますので、予

ては過去最大の一千七百六十八億円に上る予算を追加計上いたしまして、思い切つた対策をとつたところでございます。

このように中小企業対策に万全を期しながら、雇用対策についても、先ほど申し上げましたように、大臣レベルでの連携はもちろんのこと、私ども事務レベルにおきましても十分な連携の強化ということを図つて、雇用対策の充実に努めてまいりたいと思つております。

○池田(隆)委員 ありがとうございました。

○笛山委員長 以上で本案に対する質疑は終りました。

内閣提出、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○笛山委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました法律案について採決いたしました。

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○笛山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○笛山委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十八分散会

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律

中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「労働者の」の下に「職業の安定その他」を加える。

第四条第一項中「その構成員」を「その構成員」に、「(以下「改善計画」という。)」を、中小企業者は改善事業であつて職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るためのものについての計画」に、「その改善計画」を「その計画」に改め、同条第二項中「改善計画」を前項に規定する改善事業についての計画(以下「改善計画」という。)に改める。

第五条第一項中「中小企業者」という。」の下に「又は中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)」を加え、同条第二項中「構成員」の下に「若しくは認定中小企業者」を加える。

第七条の見出し中「雇用福祉事業」を「雇用安定事業等」に改め、同条中「第六十四条」を「第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条」に改め、同条第一号を次のように改める。

二 認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて、必要な設備若しくは福祉施設の設置若しくは整備を行い、又は新たに職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者を置き、認定計画の目標を達成したものに対し、必要な助成及び援助を行うこと。

第七条に次の二号を加える。

三 認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて、その雇用する労働者又はその中小企業者に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者(次項において「被保険者」という。)として雇用されることとなつて

いる者(次項において「内定者」という。)に関し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための教育訓練の実施その他の措置を講じ、認定計画の目標を達成したものに対し、必要な助成及び援助を行うこと。

第七条に次の二項を加える。

2 前項第二号及び第三号の助成及び援助を行ふに当たつては、労働者を雇用していない中小企業者(同項第一号又は第三号の措置を講じた後、労働者を雇い入れたものに限る。)を雇用保険法第五条第一項の適用事業の事業主と、前項第三号の措置に係る内定者を被保険者とみなして、同法第四章の規定を適用する。

3 政府は、雇用促進事業団法(昭和二十六年法律第百六号。以下「事業団法」という。)及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

第八条第一項中「雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百六号。以下「事業団法」という。)を「事業団法」に改め、「従つて、」の下に「その雇用しようとする労働者の福祉を増進するための施設(政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)の設置又は整備を行う認定組合等の構成員たる中小企業者又は認定中小企業者であつて労働者を雇用していないもの及び」を加え、「(政令で定めるものに限る。)」を削る。

第十一条第一項中「又はその構成員たる中小企業者」を「若しくはその構成員たる中小企業者又は認定中小企業者」に改める。

第十五条中「中小企業者」の下に「並びに認定中

小企業者」を加える。

第十七条中「認定組合等」の下に「又は認定中小企業者」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近における中小企業の労働力の確保に関する状況にかんがみ、労働力を確保するために中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を一層促進するため、個別の中小企業者が高度な人材の確保に係る改善計画を作成することができることするとともに、雇用保険法の雇用安定事業及び能力開発事業としての助成及び援助等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年十月二十七日印刷

平成七年十月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D